

東区 区域まちづくり事業 事業概要

事業名称	東区自転車安全安心推進事業
事業目的	堺市における全交通事故に対する自転車関連事故の割合が約30%を占め全国平均(約20%)を上回る状況下において、自転車ヘルメットの着用の努力義務や自転車損害賠償保険の加入義務など自転車の利用に関する法整備が進んでいる。このため、区民への内容の周知と自転車の適正な利用を促進させることを目的とする。
事業内容	毎月第2金曜日に実施している自転車ひたくり防止カバーの取り付けキャンペーン等、区内のイベントにて、啓発チラシ及び啓発品を配布し、説明を行うことで、区民に対し、自転車関係犯罪の防止に加え自転車関係法令の内容についての理解を深める。
実施場所	東区内
実施時期	通年
事業主体	東区役所 自治推進課
事業効果	区民が集まる既存の関係事業と並行し、啓発を行うことで、多くの区民に対して、自転車の利用に関する法律等の周知及び自転車安全に関する意識の向上が期待できる。
活動指標	配布数(啓発品及びリーフレット)
備考	